令和６年１２月農業委員会定例会議事録

日時	令和６年１２月１８日（水）午後１時３０分～午後２時３４分
場所	さぬき市役所３階３０１・３０２
	議事録署名委員の指名について
日程第１	諸報告
日程第２	農地法第３条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１～６号）
日程第３	非農地証明願いについて　（会長提出議案第７～８号）
日程第４	農地法第４条に基づく申請審議について　（会長提出議案第９～１１号）
日程第５	農地法第５条に基づく事業計画変更の申請審議について （会長提出議案第１２号）
日程第６	農地法第５条に基づく申請審議について　（会長提出議案第１３～２１号）
日程第７	農用地利用集積計画の審議について　（会長提出議案第２２号）
日程第８	農業経営改善計画の審査について　（会長提出議案第２３号）
日程第９	その他
出席委員	1 山下加代子　2 吉原博美　3 眞田幸隆　4 蓮井セツ子　5 松岡浩二 6 池田幸嗣　7 大塚ノブ子　8 白川良一　9 林　文夫　10 藤井　修 11 樫村浩二　12 十川隆行　13 寒川孝志　14 戸田修治　15 長田禎二 16 細川和美　17 岩澤佳宣（会長職務代理者）　18 芳竹和政（会長）
欠席委員	なし
事務局	蓮井敏彦事務局長　頼冨伸次副主幹　松本美佳係長　藤川英祐主査
農林水産課	玉木省三副主幹
農地機構	猪熊正農地集積専門員　西渕健一農地集積専門員
傍聴者	なし

事務局長　　それでは、１２月農業委員会の定例会を開会致します。会長、よろしくお願い致します。

議長（会長）　　改めまして、皆さん、こんにちは。最近になりまして急に朝晩、朝晩というかもう一日中寒い日が続きまして、イチョウの葉っぱが色づき始めた言よる間に散ってしまって、大分もう秋が短かったなという印象があります。急な気温変化で、皆さんどうぞ体のほうよろしくご自愛くださいませ。

それとまた明日には、時間ちょっと早いですけれども、早めにご飯食べて、持てない人は弁当を持ってきてバスの中で食べるしかないかなと思いますので、どうぞよろしくお願い致します。

それでは、議事に入りたいと思います。なお、本日提案致します案件については、事前に各地区で現地確認し、調査していただいていると思いますので、よろしくお願い致します。

さて、本日の出席は１８名中１８名の出席で、農業委員会等に関する法律第２７条第３項の規定に基づき、過半数の出席ですので成立することを宣言致します。

では、議事録署名委員の決定ですが、私のほうから指名致します。それでは、７番　大塚委員さん、８番　白川委員さん、両委員さん、よろしくお願い致します。

では、本日の日程に沿って進めさせていただきます。

日程第１　諸報告。事務局より報告をお願いします。

事務局　　別紙Ａ４の資料１ページの農地法第１８条第６項に基づく通知についてをご覧ください。これは賃借権を中途解約するもので、１件受理しております。

報告第１号、貸人、●●●●●、●●●●様、借人、●●●●●●●、申請地、●●●●●●●●●番他４です。解約理由は借り手の都合のためです。

別紙Ａ４の資料２ページの使用貸借終了農地返還通知をご覧ください。これは使用貸借権を中途解約するもので、６件受理しております。

報告第１号、第２号をご覧ください。これは農地機構を通じて貸し借りを行っている農地で、貸人、●●●、●●●●様、借人、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●番●他１筆です。解約理由は借り手の都合のためです。

報告第３号、第４号をご覧ください。これらは借人が●●●●●●●、●●●●●●様の解約で、解約理由は借手の都合のためです。

貸人は、第３号、●●●●●●、●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他３筆、第４号、●●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他６筆です。

報告第５号、第６号をご覧ください。これらは借人が●●●●●●●、●●●●様の解約で、解約理由は売買のためです。

貸人は、第５号、●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他２筆、第６号、●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●です。

以上で報告を終わります

議長（会長）　事務局の報告が終了致しました。

日程第２　農地法第３条に基づく申請審議について、会長提出議案第１号から第６号を議題とし、一括上程致します。

それでは、事務局、説明をお願いします。

事務局　今月の３条の案件は６件ございまして、面積にして３，９８９㎡の９筆です。

それでは、個別の案件についてご説明させていただきます。議案書１ページからでございます。

会長提出議案第１号についてご説明させていただきます。地区番号３、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積２５０㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。経営面積は３，９８２．６４㎡、受人従事数は１人です。資料と致しましては１ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●の南約１．３㎞に位置しております。譲受人は申請地周辺でも営農しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第２号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●●番●他３筆、台帳地目山林、現況地目畑の土地が１筆、台帳地目、現況地目ともに田の土地が３筆、地積合計２，２９１㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由は、農家台帳上経営面積がないため、新規就農としています。経営面積は０㎡、受人従事数は１人です。資料と致しましては２ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の南約１５０ｍに位置しております。譲渡人は●●●●ですが、前所有者からの遺贈を受け、令和６年６月に所有権を取得しています。譲受人は●●在住ですが、申請地付近の宅地も農作業所及び農業用倉庫として取得する予定で、将来的にはさぬき市への転入を考えているとのことです。申請地においては大麦やソバを作付する計画です。申請地の中には樹木が生えている部分もありますが、譲受人が農地へ復元するとの意向があり、農地法第３条の許可申請手続に至りました。

会長提出議案第３号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番

●、台帳地目、現況地目ともに田、地積２２９㎡。譲渡人の申請事由、労力不足、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。経営面積は３７，３７４㎡、受人従事数は３人です。資料と致しましては３ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●の南約９２０ｍに位置しております。譲受人は申請地周辺でも農地を所有しており、経営面積の保全管理も行っております。

会長提出議案第４号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、持分２分の１、●●●●様、持分２分の１、譲受人、●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積３３２㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由は、農家台帳上経営面積がないため、新規就農としています。経営面積は０㎡、受人従事数は２人です。資料と致しましては４ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の北西約５２０ｍに位置しております。譲受人は現在、●●●●●にお住まいですが、●●●●の●●●●●に伴い、立ち退きの必要があり、申請地北側の宅地ごと申請地の所有権を取得し、転居するとのことです。申請地においては野菜の作付をする計画です。

会長提出議案第５号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●、●●●●●様、持分２分の１、●●●●様、持分２分の１、譲受人、●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積８２０㎡。譲渡人の申請事由、労力不足、譲受人の申請事由は、農家台帳上経営面積がないため、新規就農としています。経営面積は０㎡、受人従事数は２人です。資料と致しましては５ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約２３０ｍに位置しております。譲受人は申請地北側の農地を自己住宅として転用を申請中であり、申請地については野菜の作付を計画しています。

会長提出議案第６号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目畑、地積６７㎡。譲渡人の申請事由、農業廃止、譲受人の申請事由、経営規模の拡大。経営面積は５，４２５㎡、受人従事数は１人です。資料と致しましては６ページになります。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南約１．３㎞に位置しております。譲受人は申請地に隣接する宅地にお住まいで、今までも申請地を畑として管理しており、このたび所有権を取得するため申請に至りました。

説明は以上です。

議長（会長）　事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員　第１号議案についてご報告致します。１２月１４日、私たち現地確認を行いました。田を見たところ、きれいに管理されておりまして、●●さんが横に田んぼを持っているんです。それで、この●●さんの田んぼを一緒に譲り受けるそうです。私たちこれは大いに賛成しました。よろしいのではないかと認めることにしましたので、よろしくご審議をお願いします。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員　去る１４日、全員で見てまいりました。●●●●●●のすぐ上で、「えっ」という場所でしたが、本人は結構乗り気なので、よろしいかと思います。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員　第３号議案について、●●さんは●●●●で●●●●●なんか作っとる、お孫さんやと思いますけども、現況は田んぼなんですけど、将来的には、ここ●●●●線沿いなので、店舗か何かになると思いますけども、現況では田んぼの段階です。

それで、第４号については、●●から転居されたいうことで、非常に狭い田んぼなんですが、家の隣ですので、田んぼをすることは可能やと思います。

それから、第５号については、この関連で２１号議案で出てきますけども、家へ引っ越してこられるところの半分残っとる水田なんです。ですから、田んぼをすることは可能です。

それから、６号議案については、半分是正みたいなところがありまして、岸との区別があんまりつかんような、６７㎡の土地なもんですから、別段問題ないかと思います。

よろしくお願いします。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第１号から第６号につきまして、質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、それでは、議案第１号から第６号につきましてお諮りします。議案第１号から第６号について異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１号から第６号を原案のとおり認めることと致します。

日程第３　非農地証明願いについて、会長提出議案第７号、第８号を議題

とし、一括上程致します。
　それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　　それでは、非農地証明願いについてご説明致します。議案書の２ページをお開きください。今回の非農地証明案件は２件ございます。対象農地は３筆で、合計面積が５６８．８３㎡です。
　それでは、個別案件についてご説明させていただきます。
　会長提出議案第７号、地区番号２、受付年月日、令和６年１１月２８日、申請人、●●●●●●●●、●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●●●●番●です。台帳地目田、現況地目雑種地、地積３．８３㎡です。申請理由は、農業用施設として使用しているためです。お手元の資料７ページ、８ページをご覧ください。
　概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●●●●●●から東約４３０ｍに位置しております。昭和６２年に相続により申請地を取得しております。申請地は農業用施設を設置するときに分筆し、設置場所を確保しましたが、農地法への手続ができていなかったため今回申請することとなりました。位置図は資料７ページ、現況写真は資料８ページ右側になるのでご確認ください。
　会長提出議案第８号、地区番号３、受付年月日、令和６年１１月２８日、申請人、●●●●●、●●●●●様、申請地、●●●●●●●●番他１筆です。台帳地目、全筆畑、現況地目、全筆山林、合計地積５６５㎡です。申請理由は、昭和６３年頃から３５年以上耕作不能な状態が継続し、山林化したためです。お手元の資料９ページ、１０ページをご覧ください。
　概要でございますが、さぬき市●●、●●●●●から東約７１０ｍに位置しております。令和６年に相続により申請地を取得しております。申請地は土地の形状から耕作不適、耕作不便な農地であり、昭和６３年頃から耕作放棄となり山林化したため、申請に至りました。位置図は資料９ページ、現況写真は資料１０ページ右側になるのでご確認ください。
　説明は以上です。

議長（会長）　　事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。
　●●地区代表委員から報告をお願いします。

松岡浩二委員　　第７号議案ですが、１２月１５日に現地確認を行いました。資料の写真のとおり、コンクリートで囲まれた、水をためるような場所だと思いますけど、そこの部分が該当していると思います。農業用で使っていますので、特に問題ないと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）　　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

大塚ノブ子委員	第８号議案についてご報告致します。私たち１２月１４日に現地確認を行いました。それで、現地を見ましたところ、竹と雑木に覆われて、これは再生不可能でないんかなと判断しました。それに、●●地区の農業委員、推進委員の人に聞きますと、そこへ行くまでの道ももう今ないんだそうです。だから、もうこれはこの書類のとおり認めてほしいと思います。よろしくご審議お願い致します。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第７号、第８号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、議案第７号、第８号についてお諮りします。議案第７号、８号について異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第７号、第８号を原案のとおり認めることと致します。 日程第４　農地法第４条に基づく申請審議について、会長提出議案第９号から第１１号を議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局、説明をお願いします。
事務局	今月の４条の案件は３件ございまして、面積にして８８５㎡の４筆です。議案書３ページからでございます。 会長提出議案第９号についてご説明させていただきます。地区番号２、受付年月日、令和６年１１月２８日。申請人、●●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番他１筆、台帳地目田及び畑、現況地目田及び宅地、地積合計４１７㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日、令和４年１０月１日から令和５年１０月３１日。農地区分、第１種農地。無断転用の是正の申請で、本年１０月の定例会にて農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては１１から１２ページで、位置図を１１ページの左側に掲載しています。 申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●の北西約５４０ｍに位置しており、畑、宅地及び道路、水路に隣接しています。申請地は平成４年頃から車庫や居宅の一部として農地法の許可を受けずに造成されており、このたび無断転用を是正するため、既存宅地の拡張ということで転用申請に至りました。始末書も添付され反省の念を示しており、地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。なお、申請地は第１種農地ではありますが、転用目的が住宅であり、集落に接続して設置されるものであるため、不許可の例外に該当します。

会長提出議案第１０号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。申請人、●●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番。台帳地目、現況地目ともに田、地積２０１㎡。転用目的、農家住宅、工事着完予定年月日、令和７年２月１日から令和７年９月３０日。農地区分、第２種農地。本年１０月の定例会にて農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては１３から１４ページで、位置図を１３ページ左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北東約２６０ｍに位置しており、田、宅地及び道路、水路に隣接しています。申請人は現在、申請地に隣接する宅地に妻、母、妹と４人でお住まいですが、手狭となり、申請人と妻が居住するための住宅を建築するため、転用申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。

会長提出議案第１１号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。申請人、●●●●●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目田、現況地目宅地、地積合計２６７㎡。転用目的、既存宅地の拡張、工事着完予定年月日、平成１２年４月１日から令和６年８月８日。農地区分、第２種農地。無断転用是正の申請で、本年１０月の定例会にて農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては１５から１６ページで、位置図を１５ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北東約３９０ｍに位置しており、田、宅地及び道路、水路に隣接しています。申請地については、平成１２年４月頃から、家族が増えたことや家財道具や農業用機械を置くスペースを確保するために、転用許可を受けずに土地の一部を造成し宅地として利用していました。また、令和６年７月頃から、申請地の農地として残っていた部分についても、農繁期等に農作業をする人の駐車スペースを確保するため、転用許可を受けずに造成しました。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ており、また、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

説明は以上です。

議長（会長）　事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

●●地区からお願いします。

松岡浩二委員　第９号議案ですが、農振除外で承認された案件で、無断転用の是正ということで、よろしくお願いしたいと思います。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員　　これもこの前、全員で見てまいりました。今、事務局が説明したとおりでございます。よろしくお願いします。

議長（会長）　　地区代表委員の報告が終わりました。議案第９号から第１１号について質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　　ないようですので、それでは、議案第９号から第１１号についてお諮りします。議案第９号から第１１号について異議ありませんか。

全委員　　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　　それでは、議案第９号から第１１号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。
　日程第５　農地法第５条に基づく事業計画変更の申請審議について、会長提出議案第１２号を議題とし、上程致します。
　それでは、事務局、説明をお願い致します。

事務局　　今月の５条の事業計画変更の案件は１件ございまして、面積にして１，６６５．２６㎡の７筆です。議案書４ページからでございます。
　会長提出議案第１２号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。申請人、●●●、●●●●●●●●●●●様、申請地、●●●●●●●●●●番●他６筆、台帳地目、現況地目ともに宅地、地積合計１，６６５．２６㎡。事業計画の変更内容は特定建築条件付売買予定地の転用期間の変更で、変更前の転用期間は令和３年１１月２２日から令和６年１１月２１日、変更後の転用期間は令和３年１１月２２日から令和８年１１月２１日。農地区分、第２種農地。分譲区画の１４棟のうち６棟は工事完了しております。資料と致しましては１７から１８ページで、位置図を１７ページの左側に掲載しています。
　申請地は、さぬき市●●、●●●●●の北東約１４０ｍに位置しており、田、宅地、雑種地及び道路、水路に隣接しています。令和３年１１月２２日付で農地転用許可のあった特定建築条件付売買予定地の転用について、転用期間が満了したため期間延長の申請をするものです。申請地の登記地目がもう既に宅地となっているのは、開発許可の関係で、都市計画法に基づく検査により地目を変更しているためであり、農地法上は工事完了していないため、完了できていない部分についての延長の申請に至りました。
　以上です。

議長（会長）　　事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願いします。

戸田修治委員	この案件は期間の延長ですので、あとは売れるのを待つだけの話ですので、特に問題ないと思います。
議長（会長）	地区代表委員の報告が終わりました。議案第１２号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、それでは、議案第１２号についてお諮りします。議案第１２号について、異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第１２号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。 日程第６　農地法第５条に基づく申請審議について、会長提出議案第１３号から第２１号を議題とし、一括上程致します。 それでは、事務局、説明をお願いします。
事務局	今月の５条の案件は９件ございまして、面積にして１６，２５２㎡の１５筆です。議案書５ページからでございます。 会長提出議案第１３号についてご説明させていただきます。地区番号３、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●、●●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●番●他４筆、台帳地目、現況地目ともに田、地積合計４，５４７㎡。転用目的、太陽光発電設備、工事着完予定年月日、令和７年１月２０日から令和７年７月３１日。権利は所有権移転売買、農地区分は第３種農地です。資料と致しましては１９から２０ページで、位置図を１９ページ左側に掲載しています。 申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●●●●●●●●の北西約６８０ｍに位置しており、田及び道路、水路に隣接しています。譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、太陽光発電設備用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。申請地を整地し、太陽光発電設備２４基、太陽光パネル７３６枚、キュービクル１台、構内柱３本を設置し、申請地南側の既存電柱へ送電します。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ており、電力会社との系統連系契約手続中で、非ＦＩＴの太陽光発電設備であるため売電先との契約も締結しており、事業の実施も確実であると見込まれます。 会長提出議案第１４号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●、●●●様、譲

受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●●番、台帳地目田、現況地目雑種地、地積合計１，１１４㎡。転用目的、進入路、工事着完予定年月日、昭和５０年１月１日から昭和５１年１２月３１日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。無断転用是正の案件です。資料と致しましては２１から２３ページで、位置図を２１ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の南約１５０ｍに位置しており、山林及び道路、水路に隣接しています。申請地は昭和５１年頃、土地の前所有者が宅地の進入路として転用許可を受けずに造成しておりました。譲受人は、３条の説明のときにも申し上げましたが、この土地の周辺の農地も購入するということで、地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。また、始末書も添付され反省の念を示していることから、許可も止むを得ないと考えております。

会長提出議案第１５号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●他２筆、台帳地目、現況地目ともに畑、地積合計５，９１７㎡。転用目的、太陽光発電設備、工事着完予定年月日、令和７年２月２０日から令和７年７月３１日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。資料と致しましては２４から２５ページで、位置図を２４ページの左側に掲載しております。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の南約８００ｍに位置しており、畑、山林及び道路に隣接しています。譲受人は太陽光発電事業を営む法人であり、太陽光発電設備用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。申請地を整地し、太陽光発電設備１６基、太陽光パネル５９２枚、キュービクル１台、構内柱３本を設置し、申請地北東側の既存電柱へ送電します。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ており、電力会社との系統連系契約手続中で、非ＦＩＴの太陽光発電設備であるため売電先との契約も締結しており、事業の実施も確実であると見込まれます。

会長提出議案第１６号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積４７６㎡。転用目的、分家住宅、工事着完予定年月日、令和７年２月１日から令和７年７月３１日。権利は使用貸借権設定、農地区分、第２種農地。本年１０月の定例会で農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては２６から２７ページで、位置図を２６ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●の南西約３７０ｍに位置しており、田及び道路に隣接しています。譲受人は譲渡人の子であり、現在借家にお住まいですが、家族も増え手狭となったことから、親の所有農地を借りて分家

住宅を建築するため、申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。

会長提出議案第１７号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積１，０９８㎡。転用目的、貸駐車場、工事着完予定年月日、令和７年２月１日から令和７年９月３０日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。本年１０月の定例会で農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては２８から２９ページで、位置図を２８ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約３９０ｍに位置しており、田、宅地、雑種地、堤塘及び水路に隣接しています。譲受人は主に建築業を営む法人ですが、不動産業も手がけており、併用地の●●●●●●●への●●●●に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意も得ております。

会長提出議案第１８号についてご説明させていただきます。地区番号４、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●●●●●、●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積１，０２４㎡。転用目的、資材置場、工事着完予定年月日、令和７年２月１日から令和７年１０月３１日。権利は所有権移転売買、農地区分、第２種農地。本年１０月の定例会で農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては３０から３１ページで、位置図を３０ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の北約３８０ｍに位置しており、堤塘及び道路、水路に隣接しています。譲受人は主に建築業を営む法人で、自社の資材置場用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し、転用申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。

会長提出議案第１９号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●、●●●●様、譲受人、●●●、●●●●●●●●●●●●●様。申請地、●●●●●●●●●番、台帳地目、現況地目ともに田、地積１，３１４㎡。転用目的、分譲住宅、工事着完予定年月日、令和７年２月１日から令和９年１月３１日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。本年１０月の定例会で農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては３２から３３ページで、位置図を３２ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の西約３００ｍに位置しており、田及び水路に隣接しています。譲受人は不動産業を営む法人で、居住環境のよい地域で分譲住宅用地に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し申請に至りました。地元土地改良区及び

水利組合の同意を得ております。

会長提出議案第２０号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●●●●、●●●様、譲受人、●●●●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積４６４㎡。転用目的、分家住宅、工事着完予定年月日、令和７年３月１０日から令和８年２月１０日。権利は使用貸借権の設定、農地区分は第２種農地。ちょっと時間がたっているんですが、本年６月の定例会で農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては３４から３５ページで、位置図を３４ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●の南西約３３０ｍに位置しており、田及び道路、水路に隣接しています。譲受人は譲渡人の子であり、現在、譲受人と同居しておりますが、家族も増え手狭となったことから、親の所有農地を借りて分家住宅を建築するため、申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。

会長提出議案第２１号についてご説明させていただきます。地区番号５、受付年月日、令和６年１１月２８日。譲渡人、●●●、●●●●●様、持分２分の１、●●●●様、持分２分の１、譲受人、●●●、●●●様。申請地、●●●●●●●●●●●●番●、台帳地目、現況地目ともに田、地積２９８㎡。転用目的、非農家の自己住宅、工事着完予定年月日、令和７年３月１日から令和７年１０月３０日。権利、所有権移転売買、農地区分、第２種農地。本年１０月の定例会で農振除外の審査をした案件です。資料と致しましては３６から３７ページで、位置図を３６ページの左側に掲載しています。

申請地は、さぬき市●●、●●●●●●●●●●の東約２３０ｍに位置しており、田及び道路に隣接しています。譲受人は現在借家にお住まいですが、家族も増え手狭となったことから、自己住宅建築に適した土地を探していたところ、農地の管理に困っていた土地所有者との意向が合致し申請に至りました。地元土地改良区及び水利組合の同意を得ております。

以上です。

議長（会長）　事務局からの説明が終了致しました。なお、本議案については、●●地区、●●地区、●●地区の関係案件ですので、代表委員から調査結果の報告をお願い致します。

●●地区からお願いします。

林　文夫委員　１３号議案ですけども、去る１５日の日曜日に推進委員さんとともに見てまいりました。紫色のブルーオーシャンという草木が生い茂り、すごい状況でありましたが、重機も入ってきれいになっております。

そして、太陽光のことに関しましては、地元の北側の住宅の方から反射光とか熱とかで反対意見が出ている事実はありますけども、農業委員の立場からは離れるんですけども、水利組合として話を聞きますと、水路関係は草刈りされてきれいになっておりますので、水利組合と土地改良区としては止む

を得んかなという感じであり、ここは、推進委員とともに見て、いいのではないかなということでお願いしたいと思います。

議長（会長）　続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

十川隆行委員　１４号議案、先ほどの●●●●●●の上のところ、別に問題ないと思います。
　１５号は、別段、やってくれていいと思います。
　１７号も一緒に言うたらええんかな。１７号も別段問題ございませんので、よろしくお願いします。
　余談ですけども、●●●の太陽光発電、これ売り先が分かっとるというふうに先ほど説明があったんですけど、どちらですか。構んのだったら言ってください。

事務局　●●●●●●系列の会社になります。社名が長かったので、ちょっと待ってください。売電先ですが、●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●です。

十川隆行委員　直接売るという話？

事務局　●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●ですが、●●の事業所になりますけど、こちらに電気を売って、この●●●●●●●●●●●●●●●●●●●さんが、各電力会社のほうにその必要な分だけ振り分けて電気を送っていくような計画になっているそうです。

議長（会長）　よろしいですか。続いて、●●地区代表委員から報告をお願いします。

戸田修治委員　第１９号、●●さんの分、●●●●●●●●の分ですが、分譲住宅で前に農振除外の適用除外の分で現地を見ています。別段問題ないかと思います。
　それから２０号、これは分家住宅ということで農振除外になっていますし、それから、２１号については５号議案の分の宅地になりますから、これも問題ないかと思います。よろしくお願いします。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第１３号から第２１号につきまして質疑等がありましたら発言を認めます。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、議案第１３号から第２１号につきましてお諮りします。議案第１３号から第２１号について、異議ありませんか。

全委員　「異議なし」との声あり。

議長（会長）　それでは、議案第１３号から第２１号を原案のとおり認めることとし、香川県へ進達致します。

日程第７　農用地利用集積計画の審議について、会長提出議案第２２号を上程致します。なお、今月の議案で、農地中間管理事業対象農用地等総括表の１０番から１６番が●●委員、１７番から２０番、５０番、５１番、６２番が●●委員、３５番から４２番が●●委員、４３番から４６番が●の関係案件になり除斥対象議案になりますので、後で別審議と致します。

では、事務局から説明を求めます。

事務局　会長提出議案第２２号についてご説明いたします。７ページをご覧ください。これは農地機構を通じて農地の売買を行うもので、今回は売り手から農地機構への所有者移転を行うもので、１件あります。

売り手は●●●様で、対象農地が●●●●●●●●●●番●です。

次に、農地の貸し借りについての説明で、議案書８ページから１１ページとなります。

個人が１０件、中間管理機構２１件の合計３１件となっております。３１件のうち新規１０件、再設定２１件となっております。３１件のうち賃借権５件、使用貸借権２６件となっております。賃借権の内訳としまして、５，０００円２件、３，０００円２件、１，５００円１件となっております。期間は、１０年１１件、６年１０件、５年６件、３年２件、１年２件となっております。

続いて、農地中間管理事業対象農用地等総括表の委員さんの案件を除いた４０件について説明致します。別紙Ａ３の総括表をご覧ください。

貸付先は、個人１２件、法人２８件となっております。設定する権利等の種類は、賃借権１１件、使用貸借権２９件となっております。期間は、１０年１２件、６年２８件となっております。利用内容は、水稲、麦、露地野菜、飼料用作物の作付となっております。

以上です。

議長（会長）　説明が終了致しました。質疑に入ります。なお、本案件につきましては案件も多く、時間がかかりそうですので、一括して質疑に入ります。質疑等ある場合、整理番号を指定の上、発言ください。

全委員　「質疑なし」との声あり。

議長（会長）　ないようですので、それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の１０番から２０番、３５番から４６番、５０番、５１番、６２番を除く議案第２２号について原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。

全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、農地中間管理事業対象農用地等総括表の１０番から２０番、３５番から４６番、５０番、５１番、６２番を除く議案第２２号について原案のとおり認めることと致します。 続きまして、農地中間管理事業対象農用地等総括表で、●●委員の関係議案である１０番から１６番、●●委員の関係議案である１７番から２０番、５０番、５１番、６２番、●●委員の関係議案である３５番から４２番、●の関係議案である４３番から４６番の審議に入りますので、議事進行を●●委員にお願い致します。 （●●委員、●●委員、●●委員、●●委員　退席）
議長（吉原博美委員）	それでは、ご指名により議事進行役を務めさせていただきます。ご協力のほどよろしくお願い致します。 各委員さん退席されましたので、事務局から説明を求めます。
事務局	農地中間管理事業対象農用地等総括表についての委員さん案件は２６件で、設定する権利の種類は、賃借権５件、使用貸借権２１件となっております。期間は、１０年１２件、６年１０件、３年４件となっております。利用内容については、水稲、麦、果樹類の作付となっております。 以上です。
議長（吉原博美委員）	説明が終了致しました。質疑等はございませんか。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（吉原博美委員）	なければ、原案のとおり認めることとしてよろしいでしょうか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（吉原博美委員）	では、原案のとおり承認致します。 退席されている●●委員、●●委員、●●委員、●●委員の再入場を認めます。ご協力ありがとうございました。 （●●委員、●●委員、●●委員、●●委員　着席）
議長（会長）	続きまして、日程第８　農業経営改善計画の審査について、会長提出議案第２３号を議題と致します。 それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局　会長提出議案第２３号についてご説明させていただきます。

●●●●さん、住所は●●●●●●●●●●●●番地、生年月日は昭和●●年●月●●日。

別紙の経営改善計画書を参照してください。

①農業経営体の営農活動の現状及び目標の（１）営農類型としましては、複合経営になります。

②農業経営の規模拡大に関する現状及び目標としまして、（１）生産についてミニトマトの作付面積の現状は６ａで生産量が６，０００kg ですが、５年後、６ａで生産量６，６００kg に増やします。ブドウの作付面積の現状は２０ａで生産量は３，５００kg ですが、５年後変更はありません。水稲の作付面積の現状は９０ａで生産量は３，７８０kg ですが、５年後変更はありません。

（３）農用地及び農業生産施設につきましては、アの農用地で、所有地の現状、田が１１２ａ、畑が１７ａですが、５年後変更はありません。イの農業生産施設のガラス温室ですが、現状６棟の２，０００㎡ですが、５年後変更はありません。ＡＰハウス、現状１棟の６００㎡ですが、こちらも５年後変更はありません。作業場は、現状１棟１００㎡ですが、５年後変更はありません。

今後の取組としまして、ミニトマトは病害虫防除を徹底し、収量向上を目指します。ブドウは収益性の高い品種への改植により所得の向上を目指します。また、農繁期に労働力が不足しているので、ミニトマトについては作業支援を活用し、他の品目は臨時雇用者の導入により労働力不足を軽減します。現状の年間所得３００万円のところ、５年後４００万円を目指します。

経験も実績もある農業者ですので、継続認定についてのご審議をよろしくお願いします。

以上です。

議長（会長）　事務局の説明が終了致しました。本議案については●●地区の関係案件ですので、地区代表委員から補足事項等がありましたら報告をお願いします。

戸田修治委員　作付はひとつも変わらんのに年収１００万も上がるかなという心配はありますけども、やり方によってはできるかもしれません。

岩澤佳宣委員　私が言おうか。私の近所の、同じような栽培形態をしておる子で、若手ではナンバーワンかなと思います。今、●●●●●の役員もしておりまして、前回は●●●●●●●の役員もしておったんですが、人で今やりよるんで非常に、大変だろうとは思いますが、ミニトマトのほうは支援作業のほうに出荷のほうを移行して、ブドウをもっと力を入れるそうですので、よろしくお願いしたいと思います。

議長（会長）　地区代表委員の報告が終わりました。議案第２３号について質疑等があり

	ましたら発言を認めます。
全委員	「質疑なし」との声あり。
議長（会長）	ないようですので、農業経営改善計画の審査について、議案第２３号についてお諮り致します。異議ありませんか。
全委員	「異議なし」との声あり。
議長（会長）	それでは、議案第２３号について、原案のとおり承認することと致します。 本日上程の議案については以上ですが、日程第９　その他で何かありませんか。
全委員	「なし」との声あり。
議長（会長）	以上をもちまして、令和６年１２月農業委員会定例会を閉会とします。慎重なる審議を頂き、お礼申し上げます。ありがとうございました。 （　２時３４分閉会）

各議案毎の採決結果（議長は可否に入らず）

・農地法第３条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・非農地証明願いについて

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第４条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく事業計画変更の申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農地法第５条に基づく申請審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農用地利用集積計画の審議について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

・農業経営改善計画の審査について

賛成委員・・・・・・・１７名　　反対委員・・・・・・・０名

上記は会議の顛末を録して正当なることを証して署名する。

農業委員会会長（議長）

署名委員　　７番

署名委員　　８番